

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 7 月 1 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門塩釜拠点長 野呂田 智義

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 小型浮魚類の消化管内容物分析
その他業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和 7 年 2 月 2 8 日
(ただし第 4 章は令和 6 年 1 2 月 2 7 日までとする。)
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの分析項目ごとの単価に予定数量を乗じて算出した額を合算した金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号)第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」の有資格者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

宮城県塩釜市新浜町 3-27-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門塩釜拠点管理チーム
電話 022-365-7594
FAX 022-367-1250

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「(単価契約)小型浮魚類の消化管内容物分析その他業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「(単価契約)小型浮魚類の消化管内容物分析その他業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等 仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年7月23日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
 なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
 ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。
5. 証明に関する事項 競争参加者は、上記2.（5）及び（6）を証明する証明書等を提出しなければならない。
 入札説明書による。
 3. ①に同じ
 令和6年8月1日 17時00分
- (1) 証明書等
 (2) 提出場所
 (3) 提出期限
6. 入札の日時及び場所等
- (1) 入札の日時及び場所 令和6年8月6日 14時00分
 宮城県塩釜市新浜町3-27-5
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 水産資源研究所塩釜庁舎 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和6年8月6日 12時00分
 3. ①に同じ。
7. その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。
8. 契約に係る情報の公表
- (1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報 上記（1）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当
機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約について
は原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構
が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、
に、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は
契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます
ますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等
における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国
立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額
以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につ
いて、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約
書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願い
します。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出
していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 小型浮魚類の消化管内容物分析その他業務
2. 業務目的 別紙第1章～第5章のとおり
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納入場所 宮城県塩釜市新浜町 3-27-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構 塩釜庁舎
5. 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和7年2月28日 (ただし第4章は令和6年12月27日までとする)
6. 業務概要 (1) 別紙第1～5章に記載する内容について分析を行うこと。
 - ① 予定数量
 - 第1章 小型浮魚類の消化管内容物分析業務
70 検体 (11 月 70 検体送付予定)
 - 第2章 オキアミ類サンプル計量・同定業務
25 検体 (11 月 25 検体送付予定)
 - 第3章 動物プランクトン標本同定業務 (仙台湾ボンゴネット)
10 検体 (10 月 10 検体送付予定)
 - 第4章 動物プランクトン標本計数・計量業務 (ソリネット・ORI ネット)
20 検体 (9 月 20 検体送付予定)
 - 第5章 動物プランクトン標本同定・測定業務 (日本近海_動物プランクトン)
10 検体 (11 月 10 検体送付予定)
 - (2) 試料数量等の確認
 - ① 標本の受領に際し、下記事項について確認を行うものとする。
 - ・ 標本と標本一覧表との照合
 - ・ 標本瓶の破損の有無
 - ② 標本と標本一覧表との不一致や、事故があった場合は速やかに当所担当職員と取り扱いについて協議すること。
 - (3) 納入成果品 (※全分析共通事項)
 - ① 分析を終了したデータから随時、当所担当者へ提出すること。
 - ② 分析終了後の標本はすべて元の容器に戻し、5%中性ホルマリンで保存の上返却すること。また第2章、第3章でソーティングを行った魚類 (仔稚魚を含む) は別の標本瓶に 5%中性ホルマリンで保存の上返却すること。

なお、標本瓶は請負業者にて手配すること。

- ③分析結果には、分析担当者の氏名、連絡先を明記すること。
- ④本業務で行った種査定の詳細（種の判断基準、引用文献等）について即答できること。
- ⑤分析結果は、当所より指定した様式で表にまとめ、データファイル（Windows 版 Excel2016 以上）を保存した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出すること。
- ⑥当所へ提出された分析結果について、当所担当者において計算・検定を行い、適正に計測されていないと判断された場合は、再度分析を行うこと。

7. その他 詳細事項については担当職員の指示に従うこと。

第 1 章

1. 件名 小型浮魚類の消化管内容物分析業務

2. 業務目的

本業務は、イワシ類およびサバ類の稚魚～成魚のホルマリン・エタノールで固定された標本の消化管内容物について、以下の内容により分析を行うものとする。

3. 業務内容

標本処理について、下記の手順により行うものとする。

(1) 消化管内容物全体の測定

・ホルマリンもしくはエタノールで固定された同定済みのイワシ類およびサバ類の胃内容物（10 ml～50 ml のガラス製標本瓶入）（試料の体長・体重は測定済み）の長径・短径を測定する。胃内容物の長径・短径および重量の測定は、下記A又はBのいずれかの方法で体積計算を行えるような計測（Aによる計測を基本とする）を行った後、濾紙で表面の水分を除去後重量の測定を行う。

A：胃内容物が塊状になっている場合、全体の長径・短径を計測する。

B：胃内容物がすぐバラバラになる場合は、消化が進んでいて生時の形態を保持していないもの（頭部だけの橈脚類、頭部がない橈脚類、オキアミ複数個体の塊など）に対しても長径・短径を計測し、個々の内容物の体積を概算して合計することにより胃内容物体積を得られるようにする。なおこの方法で計測する場合は、報告書の中で各内容物が「不完全個体であるか否か」、「複数個体を併せた塊の長径・短径であるか」等の脚注を加え、精度が低いものと精度の高いものの区別ができるよう記載すること。なお、得られた計測値からの体積計算は委託者側にて行うものとする。

・なお、消化管から内容物を取り出して液沈標本となった消化管内容物については、長径・短径および重量の測定は行わない。

(2) 餌料生物の種査定と計数

・胃内容物に出現したプランクトンの同定と計数を行う。出現したプランクトンについては以下のように可能な限り種の同定を行って計数する。計測個体数は、供試魚 1 個体・餌料生物種毎に 20 標本を上限とする。なお消化管内容物の多い個体に関しては適宜分割して同定・計数を行って良い（計数精度：優占種の計数値は少なくとも 2 桁以上、できれば 30 以上になるよう配慮すること）。

①橈脚類成体については、雌雄の別と種の同定を行う。

②橈脚類コペポダイト I－V 期については、種又は属レベルの査定を行う。

③枝角類については種の同定を行う。

④それ以外についても出来る限り種の同定を行う。

(3) 餌料生物の体長・体幅測定

・消化管内容物に対して、以下の測定を行うこと。

①橈脚類：前体部長（Prosomal length）と体幅。

※但し、サフィリナ科は前部体長・体幅に加え、体高も計測すること。

②端脚類・オキアミ類：尾節を除いた頭部～腹部の体長と体幅

③尾虫類：頭部の長径と短径

④その他：体長と体幅、又は長径と短径

(4) 餌料生物の消化度判定

・以下の基準に従って各内容物に対して消化度を判定するものとする。

①魚類・オキアミ類・頭足類

消化度Ⅰ：ほぼ完全な個体。体長測定が可能。

消化度Ⅱ：頭部が無い、尾が切れているなど一部不完全であるが、肉質部を他の内容物から分離でき、明確に1個体と判定できる。ある程度の体長・体幅測定が可能。

消化度Ⅲ：肉質部の一部でのみカウントできる。

消化度Ⅳ：ほとんど消化されており、肉質部でのカウントが困難。レンズでのみカウント可能。

②尾虫類

消化度Ⅰ：ほぼ完全な個体。頭部が未消化で残っている。

消化度Ⅱ：頭部は無い又はごく一部が未消化で残っており、完全な尾部が分離できる。

消化度Ⅲ：頭部は無く、折り畳まれた状態や複数が絡んだ状態であり、完全かどうかは判定し難いが、ほぼ1個体分の尾部が分離できる。

消化度Ⅳ：頭部は無く、尾部の一部が分離できる。

③橈脚類・介形類・枝角類・端脚類

消化度Ⅰ：体内の肉質部、付属肢がほぼ残っている完全個体に近いもの。

消化度Ⅱ：体内の肉質部がほぼ残っている。胃内に内容物が大量に詰まっている時は既に変形している場合もある。

消化度Ⅲ：体内の肉質部の消化が進み、透明に近いがまだ残っている。胃内に内容物が多いときは変形している場合もある。

消化度Ⅳ：体内の肉質部が完全に消化され、殻のみが検出される。なお大型橈脚類・介形類・枝角類・端脚類の場合は殻が崩れて綱レベルの分類さえも難しい場合があるため、その際は「不明の甲殻類」と記録すること。

④夜光虫 (Noctiluca)

消化度Ⅰ：ほとんど消化されておらず、肉質部がほぼ完全に残っている。

消化度Ⅱ：消化が進み、肉質部の残りが50%以上。

消化度Ⅲ：消化が進み、肉質部の残りが50%未満。

消化度Ⅳ：消化が進み、透明で体内部の構造がほとんど無くなっている。

⑤その他

ゼラチナス生物、尾虫類の胞巣、二枚貝類、腹足類等は判定が困難であるため、消化度判定を行わない。

第 2 章

1. 件名 オキアミ類サンプル計量・同定業務

2. 業務目的

本業務は、A ライン調査航海等によって本州東方外洋域で得られたボンゴネット（口径 60 cm、網目 0.33 mm）及びモクネス（網口 1 m²、目合 0.33 mm）で採集しホルマリンで固定された標本について、以下の内容によりオキアミ類の種類組成解析を行うものとする。

3. 業務内容

（1）本州東方海域の調査航海（親潮域から混合水域）においてボンゴネット（水深 500 m からの傾斜曳き）及びモクネスで採集したホルマリン固定標本（1 L 樹脂製標本瓶入）について湿重量を測定する。なお、湿重量測定はサンプル量に応じて適宜フォルサム式プランクトン分割器を用いて分割後、水分をよく除去してから 0.1 mg 単位まで測定する。この後、魚類（仔稚魚を含む）のソーティングを行う。魚類については査定・計数は行わない。

（2）上記ホルマリン固定標本中のオキアミ類は以下の要領で計数する。

①卵、ノープリウス及びメタノープリウスは種同定を行わず計数するが、ノープリウスとメタノープリウスについてはステージに分けて計数すること。

②カリプトピス、ファーシリア、未成熟個体、成体雄、成体雌については種同定を行い計数する。なおカリプトピス及びファーシリアについては可能な限り種レベルまで分けて計数を行い、さらにツノナシオキアミのカリプトピス及びファーシリアについてはステージに分けて計数を行う。また、計数に供した未成熟個体、成体雄及び成体雌はそれぞれ種類別に水分をよく除去してから湿重量を 0.1 mg 単位まで測定すること。

③ツノナシオキアミの未成熟個体、成体雄及び成体雌については尾節長（telson length）を測定すること（それぞれ最大 50 個体測定、0.01 mm 単位）。

④生物が多量に存在するときはフォルサム式プランクトン分割器を用いて標本全体を均等に分割した後、分別・測定を行うこと。

第 3 章

1. 件名 動物プランクトン標本同定業務（仙台湾ボンゴネット）

2. 業務目的

本業務は、仙台湾調査等においてボンゴネット（口径 60 cm, 網目 0.33 mm）の傾斜曳き（0-海底直上）により採集され、ホルマリンで固定された動物プランクトン標本の組成解析を行う事を目的とする。

3. 業務内容

仙台湾調査等においてボンゴネットにより採集され、ホルマリン固定された標本（1L 樹脂製標本瓶入）について、以下の内容で動物プランクトンの分析を行う。

①カイアシ類の種別個体数の計数。*Neocalanus* 属、*Eucalanus* 属、*Calanus* 属については各コペポデイド期も種レベルで同定を行い、ステージ別に計数する。その他のカイアシ類のコペポデイド期については属レベルまでの同定でもよいが、成体については、世界中の海産浮遊性カイアシ類に関する Web Site “Marine Planktonic Copepod” を参照し、これにリストアップされている種（日本近海の既知種以外を含む）はすべて同定すること。（計数精度：成体+コペポデイド期の計数値総数が 200 以上になるようにする）。

②オキアミ類の種別個体数の計数。卵、ノープリウス及びメタノープリウスは種同定を行わず計数するが、ノープリウスとメタノープリウスについては分けて計数する。カリプトピス、ファーシリア、未成熟個体、成体雄、成体雌については種同定を行い計数する。なおカリプトピス及びファーシリアについては可能な限り種レベルまで分けて計数を行う（計数精度：試料全体、但し幼生が多い場合は分割してもよいが、優占種の計数値は少なくとも 2 桁以上、できれば 30 以上になるよう配慮すること）。

③上記以外の甲殻類（端脚類等）についても可能な限り種別個体数を計測する。

④クラゲ類の種別個体数の計数。特に管クラゲ類については polygastric stage の前泳鐘について種別個体数を計数するが、後泳鐘や eudoxid、葉状体なども参考として計数する。（計数精度：試料全体、但し数が多い場合は分割してもよいが、優占種の計数値は少なくとも 2 桁以上、できれば 30 以上になるよう配慮すること）。

⑤ヤムシ類の種別個体数の計数。原則として 5mm 以上（*S. minima* などさらに小さくてもわかるものはこれより小さくても計数）の個体は原則として破損の著しいものをのぞきすべて同定計数する。計数精度：試料全体、但し数が多い場合は分割してもよいが、優占種の計数値は少なくとも 2 桁以上、できれば 30 以上になるよう配慮すること）。

⑥尾虫類、サルパ類、ウミタル類の種別個体数の計数。サルパ類は単独個体と連鎖個体において計数する。ウミタル類のナースは同定せず、ウミタル類（ナース）でまとめる。（計数精度：試料全体、但し数が多い場合は分割してもよいがなるべく計数値が 2 桁以上になるよう配慮すること）。

⑦それ以外の動物群についてはカイアシ類と同じ分割率で、綱または目レベルで個体数の計数を行う。ただし仔稚魚については全数ソーティングを行う。仔稚魚について査定は行わず全数の計

数のみ行う。

第 4 章

1. 件名 動物プランクトン標本計数・計量業務（ソリネット・ORI ネット）

2. 業務目的

本業務は、仙台湾から常磐沖で曳網されたソリネット及びORI ネット（目合：0.33 mm）により採集され、ホルマリンで固定された標本について動物プランクトンの計数及び湿重量の測定を行う事を目的とする。

3. 業務内容

仙台湾から常磐沖においてソリネット及びORI ネットにより採集され、2 mm メッシュによりサイズ分画された各測点 2 標本（2 mm 以上、以下）のホルマリン固定標本（50 ml 樹脂製標本瓶入）について下記手順にて測定するものとする。

①全動物プランクトン分類群毎の個体数と湿重量を測定する。各動物群の分類レベルは、カイアシ類、枝角類、オキアミ類、ヤムシ類、尾虫類、サルパ類などの高次分類群レベルでの測定とする。

②生物が多量に存在するときは、サルパ、クラゲ類等大型動物を除去した後、フォルサム式プランクトン分割器等を用いて標本全体を均等に分割した後に分別・測定を行って差し支えないが、その際も各分類群の分析個体数が十分に確保されていることに留意する。また分割前に除去した動物群についても分析の対象とし、測定を行う。

第 5 章

1. 件名 動物プランクトン標本同定・測定業務（日本近海__動物プランクトン）

2. 業務目的

本業務は、日本近海において曳網されたノルパックネットなどのプランクトンネット（目合：0.1mm）により採集され、ホルマリンで固定された標本について動物プランクトンの組成解析を行う事を目的とする。

3. 業務内容

混合域においてプランクトンネットにより採集され、ホルマリン固定された標本（1L 樹脂製標本瓶入）について下記手順にて測定するものとする。

①全動物プランクトン分類群毎の湿重量と個体数を測定する。

②仔稚魚の餌料として重要なカイアシ類、枝角類、オキアミ類、被囊類（尾虫類・サルパ・ウミタル類）については可能な限り種・ステージレベルまで分類し、炭素量換算のために体サイズの測定を行う（下記参照）。特にカイアシ類においては、Calanus 科に属する大型種は魚類仔稚魚の餌料として重要なため可能な限り卵、幼体期まで種査定を行う。さらに Oncaea 属等の小型カイアシ類や中深層生種等も水塊構造把握のために重要な情報となるので sp とせず種の同定を行う。また黒潮流域では上記以外にも小型カイアシ類が卓越すると考えられ、これらの幼体期についても可能な限り種査定を行う。

③その他の動物群については状況に応じて目、科等の高次分類群レベルで測定を行って差し支えないが、特定の種類が明らかに優占する場合は、担当職員と相談の上、同定を行い炭素換算時に有効となる部位の測定を行う。

④生物が多量に存在するときは、サルパ、クラゲ類等大型動物を除去した後、フォルサム式プランクトン分割器等を用いて標本全体を均等に分割した後に分別・測定を行って差し支えないが、その際もカイアシ類、枝角類、被囊類では分析個体数が十分に確保されていることに留意する。また分割前に除去した動物群についても分析の対象とし、測定を行う。

⑤特定の分類群が大量に存在するときには、その群のみを 100-200 個体になるまで分割した後、計数計測を行う。

・動物プランクトン計測部位

（1）カイアシ類

①コペポダイト期：前体長、体幅

②ノープリウス期：体長及び体幅（長軸に対し直角方向の最大幅）

（2）尾虫類

①頭部の長径と短径

（3）サルパ・ウミタル類

①全体長

（4）枝角類

①体長及び体幅（長軸に対し直角方向の最大幅）